

2011年9月8日

埼玉県知事
上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

埼玉県産茶からの放射性セシウム検出問題について

厚生労働省の抜き打ち検査で、鶴ヶ島と日高市の2業者が市販した製茶から、国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。その後、川越市、入間市の2業者が販売した製茶からの暫定規制値を超えるセシウム検出も公表され、県産茶の汚染は一部地域に限定されたものではないことが明らかとなった。

県はすでに一番茶・二番茶の生茶、あら茶、製茶をサンプル調査し、すべて暫定規制値以下であると公表してきた。このたびの事態は、県の調査結果をもとに県産茶を飲用してきた消費者にとって、県への信頼を大きく揺るがしかねない重大な事態といえる。

すでに、セシウムが特にたまりやすい若芽の早摘み茶を、県はその性質を把握しながら、検査していなかったことも報道で指摘されている。県民の信頼を回復するためには、県は、迅速にこれまでの調査方法の問題点を解明して、広範で精度の高い調査を行い、これ以上セシウムが検出されるなら大規模に出荷規制や商品の回収を行うほかない。お茶業者は、この問題で消費者とともに被害者である。県として、お茶業者に迅速に保障が行われるよう最大限努力すべきである。必要な場合は、県が産地を守るために、予算を組み、後日国や東京電力に請求するような仕組みも検討すべきである。

お茶の調査への不信感は、他の農産物の調査へも広がりかねない。県は他の農産物の検査方法なども改めて見直す必要がある。

従って、以下の点について、緊急に申し入れる。

- 一、これまで県が行った茶の放射線量調査の問題点を明らかにし、早急に改善して広範で精度の高い調査を行うこと。その際、一部地域に限定しないこと。また若芽の早摘み茶やインターネット販売など少量生産品なども視野に入れて多様な商品を調査すること。
- 一、早急に産茶の汚染状況の全容を解明し、状況によっては大規模に出荷規制、回収を行うこと。
- 一、他の農産物の調査についても、改めて見直すこと。
- 一、以上のような対策を迅速に進めるためにも、農林部の体制を抜本的に強化すること。
- 一、業者への損害賠償が早期に保障されるように、県は最大限努力すること。
- 一、国に対して、茶葉一キログラムあたり500ベクレルとする暫定規制値の科学的見直しを求めること。

以上